◇証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八九号）（法務省）

1　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一〇万四、九五〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を五万七、〇三〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を五万二、四八〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を二万八、五二〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第五条の二第二項関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九〇号）（警察庁）

1　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一〇万四、九五〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を五万七、〇三〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を五万二、四八〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を二万八、五二〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第七条の二第二項関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九一号）（国土交通省）

1　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一〇万四、九五〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を五万七、〇三〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を五万二、四八〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を二万八、五二〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第四条の二第二項関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び同法第九条第一項の指定ダムを指定する政令の一部を改正する政令（政令第九二号）（国土交通省）

1　本明川水系本明川本明川ダムをその建設により相当数の住宅又は相当の面積の農地が水没するダムとして水源地域対策特別措置法第二条第二項に基づき指定することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇災害対策基本法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九三号）（内閣府本府）

1　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、災害対策基本法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年四月一日）から施行することとした。

◇東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第九四号）（内閣府本府）

1　東日本大震災による災害に係る中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を平成二九年三月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（政令第九五号）（経済産業省）

1　適用期間の延長

東日本大震災復興緊急保証に係る普通保険等の付保限度額の別枠化等の措置を講ずる中小企業信用保険法の特例のうち、特定被災区域内に事業所を有する中小企業者等に係るものの適用期間を、平成二九年三月三一日まで延長することとした。（第一条関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九六号）（環境省）

1　公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）第二六条第一項に基づく介護加算額を、四万五、八〇〇円に改めることとした。（第一一条関係）

2　法第四〇条第一項に基づく療養手当の額を、三万六、五〇〇円等に改めることとした。（第二三条関係）

3　法第四一条第一項に基づく葬祭料の額を、六五万八、〇〇〇円に改めることとした。（第二四条関係）

4　法第五四条第二項第一号のばい煙に含まれる対象物質の排出量当たりの賦課金額を、五二円九二銭に改めることとした。（第三四条第一項関係）

5　法第五四条第二項第二号のばい煙に含まれる対象物質の排出量当たりの賦課金額を、一、七五〇円六三銭等に改めることとした。（第三四条第二項及び別表第五関係）

6　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇平成二十八年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（政令第九七号）（厚生労働省）

1　前期高齢者給付費等が著しく高い保険者について前期高齢者加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の一四三とすることとした。（第一条関係）

2　前期高齢者加入率が全国平均よりも著しく低い保険者の前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の算定に係る前期高齢者加入率の下限となる割合を一〇〇分の一とすることとした。（第二条関係）

3　前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を、一〇〇分の五二とすることとした。（第三条関係）

4　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇旅館業法施行令の一部を改正する政令（政令第九八号）（厚生労働省）

1　簡易宿所営業の客室の延床面積に係る構造設備の基準を緩和することとした。（第一条第三項関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。